平成２２年（フ）第２５５号
仙台市宮城野区福室３丁目40番19号　ビックウエーブ202
債務者　佐藤　伸也
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
仙台市若林区沖野６丁目８番13―301号
債務者　久保田知己
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
仙台市若林区白萩町37番30―405号
債務者　高平　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
仙台市若林区白萩町37番30―405号
債務者　高平　久美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
仙台市若林区中倉２丁目11番15―101号
債務者　佐藤　政義
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
仙台市宮城野区新田１丁目１番44号
債務者　渡邊　國男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
茨城県水戸市千波町1271番地の12
債務者　佐藤　有加
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
茨城県鉾田市滝浜245―５、住民票上の住所　茨城県鉾田市滝浜240番地２
債務者　大山　　昇
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
茨城県常陸大宮市若林825番地の13
債務者　高沢　　晃
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
茨城県水戸市大塚町1854番地の６　サカイハイツ101号
債務者　道口　敏夫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９２号
茨城県桜川市真壁町塙世1005番地２
債務者　稲葉　真理（旧姓井坂）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２号
茨城県筑西市岡芹943番地11　岡芹市営住宅３階４号
債務者　須藤　ユミ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６号
茨城県筑西市国府田314番地１
債務者　新井　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８号
茨城県筑西市成田351番地１
債務者　中田千代子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５号
茨城県筑西市玉戸1523番地57　第５ウチダビル504、前住所茨城県古河市尾崎3715番地３
債務者　坪井　　滿
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６号
茨城県筑西市玉戸1523番地57　第５ウチダビル504
債務者　坪井スニサこと　ツボイスニサ（ＴＳＵＢＯＩ・ＳＵＮＩＳＡ）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７号
茨城県結城市大字結城3276番地
債務者　秋田　文枝
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２号
茨城県結城市新福寺３丁目23番地１
債務者　永井　義則
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部